

楽しい時間が消費者トラブルのきっかけにならないように

コロナ禍の制限が少なくなり、集会や旅行など、人と触れ合う機会が増えました。楽しい時間だったはずが、いつの間にか消費者トラブルに巻き込まれていたというケースも増加しています。

<事例1>

「食パンや卵を50円で販売する」というチラシを見て店舗に出かけた。話上手な店員が場を盛り上げてくれ、健康の話も聞けて楽しかった。持病にもいい健康食品があったので興味を持った。1年分をまとめて購入すると安くなるとのことだったのでその場で契約したが、後で考えると高額なのでやめたい。

▶詳しい事例はこちら→ <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/article/162>

<事例2>

スーパーの懸賞でバス旅行が当たった。一人当たり5千円で豪華なランチと観光、バス代がセットで、一人分は半額で、お得感があり娘と参加した。途中で立ち寄った宝石工場の見学時、直売所で50万円のネックレスが直売価格20万円になっていた。「よく似合う」「今ならお得」などと言われ、旅先の高揚感もあり、ローンを組んで購入してしまった。家に帰って冷静になったら、高い買い物をしてしまったと思いなおした。解約したい。

店舗での契約は、原則、クーリング・オフできません(※1)が、取り囲まれるなどして「冷静に商品を選べない状態」で契約させられた時には、訪問販売に該当しクーリング・オフできることがあります。訪問販売に該当しない場合でも、事業者が自主的にクーリング・オフを設けている場合がありますので、契約書をよく確認しましょう。「クーリング・オフの記載がない」「よくわからない」といった時には、消費生活センターにご相談ください。

(※1…エステや語学教室など、特定のサービスはクーリング・オフできます。)

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります